



よしだ 議会だより

臨時号

吉田町議会

〒421-0395
静岡県榛原郡吉田町住吉87
TEL:0548-33-2141
平成29年12月発行
責任者 議長 藤田和寿

第4回臨時会

町長の給料減額条例案を否決！

10月26日、平成29年第4回吉田町議会臨時会において専決処分1件、条例の制定1件、工事請負契約の締結1件の計3件が上程され、第81号議案「特別職の職員で常勤のものの給料の減額に関する条例の制定について」を賛成少数で否決した。

専決処分

第80号議案

29年度一般会計補正予算

(第2号)

衆議院議員選挙費用

898万8千円の増額補正

全会一致で承認

条例の制定

第81号議案

町内で発生した殺人未遂事件に関して当町の職員が逮捕起訴された事、当該職員が放課後児童クラブ利用料を横領したことが判明した。

10月16日付で懲戒免職処分としたが、住民の信頼を著しく損なう行為であり当町の職員として絶対あってはならないことである。

行政の長として責任を明確にするため、町長の給料を減額するための条例の制定を上程する。

(町長の給料月額額の減額) 11月分・100分の50に相当する額を減じる。

賛成少数で否決

工事請負契約の締結

第82号議案

平成29年度緊急地震・津波対策等交付金事業吉田町次世代防災行政無線(同報系)整備工事請負契約の締結について 全会一致で可決

工事名 平成29年度緊急地震・津波対策等交付金事業吉田町次世代防災行政無線(同報系)整備工事

契約金額 187,704,000円

契約相手方 三信電気株式会社ソリューション営業本部

工期 平成29年10月31日

～平成33年2月28日

(30～32年度予算の債務負担行為)

工事概要

工事箇所 吉田町全域

工事内容 防災行政無線(同報系)

デジタル化工事

(1) 親局1局(役場3・6階無線室)

(2) 遠隔制御局1局(役場1階)

(3) 屋外拡声子局36局(町内全域)

(4) 撤去局 42局

第81号議案に対する各議員の賛否

賛成○ 反対×

山口 一博	三輪 美由紀	遠藤 孝子	蒔田 昌代	大石 巖	山内 均	三輪 正邦	杉本 幸正	八木 栄	大塚 邦子	河原崎 昇司	増田 剛士	藤田 和寿
○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	×	否

各議員の意見は2・3ページ、質疑は4ページに記載

第81号議案に対する各議員の意見

賛成意見

1番 山口一博

賛成／反対どちらの方を採択した方が、町民の福祉向上や、より前に進むことができるのかを考えた。

不祥事が起きると、責任者が必要以上に説明責任をするのが日本的で、本来なら容疑者を当時採用した担当者や、吉田町のブランドを傷つけたことや、経済的に被害が出たことに対しての損害賠償などを議論すべきである。事件の概要・動機が今後明らかになっていくが、真面目に取り組んでいる町職員のためにも、首長のけじめで士気が上がるならと、賛成へ投票した。

2番 三輪美由紀

10月16日殺人未遂は起訴、業務上横領事件について本人に確認し、懲戒免職処分を行った。前ことも未来課の課長に減給処分を行っている。現在副町長が、再発防止、また改善策などを行っているが時間がかかることを伺った。広報に謝罪文などを出し、また機会あることにお詫びをしている事が伺われた。

町民に不信感をもたらし、町長としての責任は重い。減給は当然であり、早い対応が良い。

3番 遠藤孝子

1 吉田町の町長として、職員の不祥事について町民に対して早期に責任の態度を表明することは、組織の長として当然である。直属の上司である課長は、

既に減給処分（10分の1を3カ月）されていることを鑑み、長としては一連の責任をとるべきである。

2 放課後児童クラブ利用料徴収事務の再発防止策については、直ちに総務課を中心に検討した。（利用料金は保護者自身で金融機関や会計課の窓口で納付書と現金で払う。来年4月からは金融機関の口座から自動引き落としする）全庁的に現金を徴収する事務について見直しをしている。

4番 蒔田昌代

職員が殺人未遂事件に加え、放課後児童クラブ利用料の公金横領に対し、町民は大きな不安と不信感を持ったと考える。組織のトップとして町長は責任を取って当然である。責任の取り方として、町民へのお詫びの言葉や

文書、放課後児童クラブ保護者への説明会の開催を行ったが、また本条例の給料の減額も妥当であると考えたため、賛成する。

10番 大塚邦子

役場職員が勤務時間中に殺人未遂事件を起こし起訴され、また同職員の業務上公金横領が発覚したことは大変重大な事件であり、町民に大きな不安と行政への不信感を与えた。首長の引責としての減給条例には納得する。上司である課長が処分されたのに組織の長である町長が何ら責任をとらないことは町政の不信を招く。けじめをつけた上で、組織、現金の取り扱いなど再発防止策に取り組み決意も明示されたので賛成する。

11番 河原崎昇司

吉田町役場職員の殺人未遂事件、業務上横領事件に対し、吉田町長として責任を明確にするために、11月分の給料の50%を減額する条例案が提出された。

町長の監督責任はもちろんであるが、この事件は町民に大きな不安と不信感を抱かせた。町長の引責は必要であり、早い時期のけじめが必要である。よって給料の減額条例に賛成であります。



反対意見

5番 大石 巖

町職員による殺人未遂事件・公金横領事件は町政に対する信頼を著しく失墜させるきわめて重大な問題である。再発防止というものの具体性につけて、納得できる提案がない。

町長として町民への謝罪の言葉と同時に、町民が納得する再発防止の具体的提案を行うことが求められる。

町民への理解・納得の努力をこそ優先すべきである。

また減給額についても、何を基準に提案されたかの説明もなく理解しかねる。

「報・連・相」の業務体制の問題点、公金を扱う担当者のチェック体制、コンプライアンスの醸成などについて、具体的対応策を示していたことが理

解と納得につながるものと考える。

6番 山内 均

こども未来課職員による重大な不祥事の発生には、組織の長である町長の監督責任と組織全体の責任が伴っていると考える。最も必要なことは再発防止に向けた対策である。

現時点では事件の状況と対策が町の皆さんに示されていない。

事件が起きる隙間がなぜ生じたのか。要因がどこにあったのか。集金されたお金の管理

に問題はなかったのか、気付く者がいなかったのか等々、問題の解明と対策を情報公開することが重要である。責任の意思を表すことは必要であるが、責任を取る時期はそのあととするべきである。

7番 三輪正邦

今回の件について副

町長が内部調査並びに対応策にあたっているとのこと、横領事件について、過去住吉小学校であり、庁舎内でも金銭にまつわる事件があり、浜田土地区画整理組合でも横領事件があったと記憶しております。清掃センターの使途不明金問題も今もって不明のままです。そして今回の件、吉田町最高責任者としての苦悩は理解できませんが、政治は結果責任が問われます。どうしてこのようなことが起きたのか、制度だけでなく、再発防止策を具体的に示していただいてから、この条例案を出すのが良いと思います。

8番 杉本幸正

特別職の給与減額の

条例について以下の事由により反対します。

- 1 公金横領および殺人未遂事件が今後再犯しないか疑問。
- 2 町長・職員が十分反省しているのか見えない。
- 3 町長の処罰が早すぎないか、事件が解明し十分反省したのちでも遅いとは思わない。
- 4 職員に指導を徹底されたのか。
- 5 行政内の組織的処罰は行われたのか。
- 6 直属の上司は、給与10%3カ月の減俸なのに、町長は給与50%1カ月の減俸が妥当とは思えない。

9番 八木 栄

この度の条例制度についてですが、職員の起こした事件は、「殺人未遂事件」と「公金横領事件」の二つの事

件であり、殺人未遂事件については、立件さ

れたと伺ったが、公金横領事件については取り調べ中と伺った。

このような状況の中で、殺人未遂事件と公金横領事件との関連性や、公金横領事件の内容が明らかにされていない。現状を考え、もう少し二つの事件についての詳細が分かったところで条例制定をしたらいいのではないかと、第81号議案に反対しました。

そして、その後に給与減額の条例制定案を提出されることを求める。

12番 増田剛士

首長の責任の示し方として、再発防止策、現金管理のシステム改善策などを示すことが

最優先であり、その後給与の減額を行うことが適当であると考え反対とした。

吉田町牧之原市広域施設組合での事件の際、組合議会に対し改善策を示し説明、質問の時

間を設けた経緯がある。今回は、口頭での説明に留まり文書資料で議会に対し説明がなされていない。

行政報告会による改善策などの説明、質問の時間を設けることを望む。

そして、その後に給与減額の条例制定案を提出されることを求める。

13番 藤田和寿

過去の幾多の会議経験から生まれていわれる慣習法として会議原則があり、その中に、現状維持の原則が有ります。

過半数議決の場合の賛成・反対が同数のときの議長は、裁決は、当原則により「否」とするの望ましいとされておられ、今回の改正議案については、現状維持の原則から否としました。

第81号議案 質疑内容

問

殺人未遂事件、業務上横領事件が起こった。大変重大な問題である。事件の経過、行政上の町長の責任の取り方、再発防止についての取り組み方など、町民に対して説明を行うべきではないか。

答

殺人未遂事件、住居不法侵入では警察に立件されているが、業務上横領事件は立件されていない。立件されている事件は皆さんに話しているが、業務上横領事件は町民の皆さんに話をしなければならぬと思っている。

減給条例はガバナンスによって出た事なので責任は町長が負う事になる。

再発防止策については、副町長が中心になって行っている。組織として再発防止策に取り組んでいるが時間がかかる。

問

減給がいち早く出てきたが調査、説明をするという事が工程的にどのくらいの期間か。

答

説明は事件捜査調査をしている。こども未来課の所管事務に関してどのような経緯で行われていたか、職員が現金を受け取り課長にどのように報告されていたのか、調査をしている。

重要なことは対応策である。町民の皆さんにできるだけ早く説明したいと思っている。

問

町長は、全員協会の中で「100分の100でもいいと思ったがパフォーマンスと思われる。今回重大な事件であるため100分の50、1カ月にした。」

根拠は自分で決めると言っていたが、何の根拠があるのか。

答

町民に選ばれた職であるので基本的に、自分の処分は自分で決める事になる。根拠は町長が決める事であるが100分の30という事もある、今回の事件は重大な事件であるのでけじめをつけ100分の50にした。

問

処分に係る日限の事や減給でけじめをつけるのは当然だと思ふ。その前に改善策であるシステムを構築し、改善を行ってから減給した方が良く思ふ。

答

放課後児童クラブ利用料金について起きた。こども未来課における所管事務調査報告を一般化する形ができたところで最終的な報告になると思ふ。横領事件本人に懲罰委員会で懲戒免職、前課長を懲罰処分にしたので自分の事にけじめをつけた。全ての事が終わってからの時間がかかるのでこの時期にした。

問

町長が100分の50減給したことが将来、前例として吉田町に残っていく。縛りが出てくるので心配している。町長としての思いと覚悟は。

答

自分がやめて他なった時に何か起きた時の前例にはならないと思ふ。町民に選ばれたトップは自分で判断するべきことで、このようなことを前例に考えることではない。



議会広報特別委員会
委員長 三輪美由紀
副委員長 山口 一博

委員 蒔田 昌代

大石 巖

三輪 正邦

河原崎昇司